

# 尾神岳フライトエリアご利用時の確認事項

## フライト前のチェック

JHFフライヤー登録又はそれに準ずる登録期間が有効であることを確認してください。  
入下山チェックを行い、連絡先（携帯電話NOが望ましい）の記入をお願い致します。  
無線は原則 デジタル簡易無線（上空）とし、チャンネルは5chのUC055とします。  
ビジターのお客様は特定省電力無線使用も可能ですが事前に一報お願いします。

5ch（ICOM等で□16ch）申告無い場合開局しておりません。

フライト前にはクロスチェックと無線の交信チェックを確実に行って下さい。

## フライト空域

ソアリング時の旋回方向指定は偶数日は右旋回、奇数日は左旋回となります。  
離れているから大丈夫といった甘い考えは要注意です。サーマルは大抵集束していきます。

## ランディング

メインランディング、トップランディング、（柿崎ダムの空気をサブランとします。）

（強風時のトップランディングは吹き抜けとなりリスクが高まります。パイロットとしての常識にて判断願います。）

テイクオフランディングはグライダーを広げていない場合のみ許可します。

グライダーを広げている状態でアプローチをしてグライダーに損傷を与えた場合、  
新品に代替して弁償していただきます。

新品代替え出来ない場合、即時退場、エリア出入り禁止といたします。

尚、TO後方に装備を置いているものを踏んだ場合は除外とします。

（TOはグライダー置場ではありませんので。）

## LD～TO間の送迎について

メインLD～TO 車両維持協力金として500円をお願いします。

柿崎ダム～TO 車両維持協力金として1000円をお願いします。

米山方面にXCに出て、戻れなかった場合、

自力でダムまで来てもらえれば回収いたします。（そこまではスクール対応いたします。）

## クロスカントリーフライトについて

原則奨励はしませんが禁止もしません。自己責任にて対応願います。

（スクールとして責任は負いません。）

安全管理の為、無線にてご一報下さい。

回収手段は自己にて確保ください。（出ていってからの送迎要請は不可です。）

## タンデムフライトについて

尾神岳エリアでのタンデムフライトについて、飛行可能な条件

- ①上越尾神岳PGスクールスタッフによる観光タンデムフライト。
- ②上越尾神岳PGスクールの講習を目的としたタンデムフライト。
- ③上越尾神岳PGスクールのタンデムパイロット養成を目的としたフライト訓練。
- ④施設賠償保険に加入済なおかつ傷害保険を掛けている個人、団体であること。

上記内容に該当していない場合のタンデムフライトは禁止とさせていただきます。

不明な点はスタッフまでお問い合わせ下さい。

上越尾神岳パラグライダースクール 佐藤

